

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他の有価証券・・・市場価格のないものは、取得価格による。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定額法による。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式による。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
預金	30,071,061	0	0	30,071,061
土地	2,750,000	0	0	2,750,000
建物	171,280,102	23,798,377	5,739,971	189,338,508
図書資料	7,276,766	244,468	0	7,521,234
什器備品	8,398,853	4,733,916	1,596,944	11,535,825
構築物	4,889,480	6,848,706	529,439	11,208,747
設備	0	13,351,112	186,203	13,164,909
美術品	383,972,404	0	0	383,972,404
投資有価証券	153,527,675	700,000	0	154,227,675
小 計	762,166,341	49,676,579	8,052,557	803,790,363
特定資産	4,092,382	59,880,726	0	63,973,108
小 計	4,092,382	59,880,726	0	63,973,108
合 計	766,258,723	109,557,305	8,052,557	867,763,471

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
預金	30,071,061	( 30,000,000)	( 71,061)	( 0)
土地	2,750,000	( 2,750,000)	( 0)	( 0)
建物	189,338,508	( 156,874,633)	( 32,463,875)	( 0)
図書資料	7,521,234	( 5,340,000)	( 2,181,234)	( 0)
什器備品	11,535,825	( 11,531,819)	( 4,006)	( 0)
構築物	11,208,747	( 9,978,329)	( 1,230,418)	( 0)
設備	13,164,909	( 13,164,909)	( 0)	( 0)
美術品	383,972,404	( 191,739,394)	( 192,233,010)	( 0)
投資有価証券	154,227,675	( 10,000,000)	( 144,227,675)	( 0)
小 計	803,790,363	( 431,379,084)	( 372,411,279)	( 0)
特定資産	63,973,108	( 8,699,644)	( 360)	( 55,273,104)
小 計	63,973,108	( 8,699,644)	( 360)	( 55,273,104)
合 計	867,763,471	( 440,078,728)	( 372,411,639)	( 55,273,104)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	275,037,707	83,505,947	191,531,760
什器備品	31,636,144	13,539,611	18,096,533
構築物	18,439,104	6,002,416	12,436,688
設備	36,001,163	11,495,271	24,505,892
合 計	361,114,118	114,543,245	246,570,873

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 減価償却費計上による振替額	5,915,497
指定寄付金の使用による振替額	15,373,881
小 計	21,289,378
経常収益外への振替額	0
小 計	0
合 計	21,289,378